

平成25年度  
私立大学等改革総合支援事業  
Q & A

平成25年8月  
文部科学省高等教育局  
私学部私学助成課

## 1. 全般的事項

Q 1. 日本私立学校振興・共済事業団と文部科学省にそれぞれ申請を行うことになっているが、選定はどのように行われるのか。

A 1. まず、日本私立学校振興・共済事業団による「私立大学等改革総合支援事業調査票」の点数により、タイプ1を約250大学等、タイプ2を約150大学等、タイプ3を約100大学等選定します。

私立大学等教育研究活性化設備整備事業については、文部科学省に提出される申請書を文部科学省において査定し、タイプ1～3に選定された大学等に対し予算額45億円の範囲内で配分します。交付内定は10月頃を予定しています。

私立大学等教育研究施設整備費補助については、文部科学省に提出される計画調書を文部科学省において査定し、タイプ1～3に選定された大学等に対し予算額11億円の範囲内で配分します。交付内定は10月頃を予定しています。

私立大学等経常費補助については、タイプ1～3に選定された大学等に対し、3月に配分します。

- ・一般補助：「教育研究経常費」を一定割合（10%程度）増額（ただし上限有り）。
- ・特別補助：「私立大学等改革総合支援事業調査票」の点数に応じ一定額を増額。

Q 2. どのような取組をしている大学が申請できるのか。

A 2. 本事業はGP事業等と異なり、取組みを選定するのではなく、特色ある取組みを行っている大学等を選定するものです。具体的には、日本私立学校振興・共済事業団による「私立大学等改革総合支援事業調査票」の点数により選定します。

Q 3. 本事業の支援対象校の選定に当たり、実地調査は行わないのか。

A 3. 選定に当たり実地調査は行いませんが、各大学等からの「私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答については、事後的に、日本私立学校振興・共済事業団が各大学等に対し、回答に間違いがないか実地調査を実施する予定です。また、回答の根拠となる資料については、調査票の提出時に同時に提出する必要はありませんが、必ず学内に保管してください。

虚偽又は回答の誤りがあった場合には、補助金の返還の対象となります。

Q 4. 選定に際し、調査票に記載されていない取組は、一切、評価されないのか。大学改革を推進するには、多様な手法が考えられ、特に、私立大学については、建学の精神を踏まえた多様な取組が評価されるべきではないか。

A 4. ご指摘の通り、本事業で促進しようとする大学改革は、本来、各大学が自らの権限と責任において達成すべきものであり、その具体化に際しても、建学の精神を踏まえた多様な取組が許容されるべきと考えています。

一方で、①経常費補助金の基盤的経費としての性質を踏まえると、本事業は、GP事業のような自由提案形式による選定ではなく、外形的な評価に基づいて採択校の選定・補助金の配分がされることが原則であること、②GP事業と異なり、本事業の各タイプ合計の採択校数は、500校を想定しており、それを上回る申請について、自由提案方式による選定方式を採用することは、現実的にも極めて困難であることから、本事業の選定にあたっては、「私立大学等改革総合支援事業調査票」に記載されている取組の実施状況に応じた採点方式とすることとしています。

上述の点からも明らかのように、文部科学省としては、同調査票に記載された取組以外にも、大学改革に係る優れた先進的な取組があることを否定するものではありません。

Q 5. 複数のタイプに申請は可能か。

A 5. 3タイプについて複数申請が可能です。複数のタイプが選定されることもあり得ます。

ただし、タイプ2「地域特色型」については、以下の2点両方に該当する大学等は選定の対象外とします。

- ①当該大学等の主たる所在地が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県（ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項、第33条第1項、第33条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。）の都府県であること。
- ②収容定員8,000人以上の大学等であること。

また、選定に際し、学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生じた場合は、選定校の調整をすることがあり得ます。

Q 6. 複数のタイプに選定された場合、私立大学等経常費補助、私立大学等教育研究活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助は各タイプ毎に交付されるのか。

A 6. 私立大学等教育研究活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助については、各タイプ毎に交付されます。例えば、2つのタイプに選定された場合はタイプ毎に2件の申請・交付が可能です。

私立大学等経常費補助については、一般補助の増額幅は複数のタイプに選定されたとしても、一つのタイプに選定された場合と同じです。特別補助はタイプ毎に増額します。

- ・一般補助：「教育研究経常費」を一定割合（10%程度）増額（ただし上限有り。）。
- ・特別補助：「私立大学等改革総合支援事業調査票」の点数に応じ一定額を増額。

Q 7. 「地（知）の拠点整備事業」（COC）に採択されているが、タイプ2との重複採択は可能か。

A 7. 可能です。

Q 8. 複数大学間での連携をしていれば優先的に選定されるのか。

A 8. 「私立大学等改革総合支援事業調査票」の提出や私立大学等教育研究活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助の申請は、各大学毎に行っていただきます。複数大学間で連携した申請を想定していません。

なお、タイプ3については、調査票の項目にもあるとおり、他の国内大学等との連携が活発であれば、調査票の点数は高くなります。

Q 9. 選定された法人について、法人名等は公表するのか。

A 9. 選定後の10月頃、公表の予定です。

Q 10. 本事業は次年度以降も実施されるものか。

A 10. 次年度以降の実施は未定です。

Q 11. 事後評価は行うのか。

A 11. 今後検討します。

## 2. 私立大学等教育研究活性化設備整備事業関係

### <全般>

Q 1 2. 学校施設以外の場所で、本事業により整備する設備を設置・使用することは可能か。

A 1 2. 本事業により整備した設備は、各大学の規定等に基づき、各大学の責任の下で適切に管理することが求められます。そのため、適切に管理することが困難な場所への設置は望ましくありません。一方で、設備によっては持ち運びが可能な設備も考えられるため、学校施設以外の場所で使用することは可能ですが、「学外経費使用理由書」を提出の上、適切に管理されるようにしてください。

Q 1 3. 補助金の交付はいつになるのか。

A 1 3. 本事業は確定払いのため、平成26年4月以降の支払を予定しています。

Q 1 4. 複数の大学が共同で申請することは可能か。

A 1 4. 複数の大学が同一設備を共同で申請（共同購入）することは不可ですが、選定された大学が購入した設備を、当該大学の管理の下で、他の大学と共同で使用することは可能です。

Q 1 5. 本事業についても、タイプ毎に申請しなければならないのか。

A 1 5. タイプ毎にそれぞれ1件まで申請可能です。

Q 1 6. 私立大学等改革総合支援事業はタイプ1と3を申請、私立大学等教育研究活性化設備整備事業はタイプ2に応募することは可能か。

A 1 6. 不可能です。私立大学等改革総合支援事業に申請したタイプについてのみ、私立大学等教育研究活性化設備整備事業の申請が可能です。

Q 1 7. 交付内定後の着手では今年度の実施に間に合わない可能性があるため、来年度に繰り越すことを見越して事業を実施したいが申請は可能か。

A 1 7. 繰越はできませんので年度内に完了する設備整備の内容を申請してください。

Q 1 8. 審査はどのように行われるのか。

A 1 8. 「私立大学等改革総合支援事業調査票」の点数により選定された大学から文部科学省に提出された私立大学等教育研究活性化設備整備事業の申請書を、文部科学省において査定します。各タイプの趣旨とは関係の無い取組である場合、消耗品費や保守費、会議費など設備整備と関係ない経費が申請されている場合や、現状の設備備品を単に更新する場合などについては、査定において補助対象外とします。

Q 19. 事後評価は行うのか。

A 19. 今後検討します。なお、事後的に、文部科学省が各大学等に対し、設備備品の購入状況及び使用・管理状況等について実地調査を実施することも考えており、設備備品の購入・使用・管理等に係る資料については、必ず学内に保管してください。

Q 3 及び Q 4 3 と同様、虚偽の申請があった場合は、補助金の返還の対象となります。

#### <補助経費>

Q 20. 取扱要領の「2. 事業の概要」の<具体的な取組み(例)>に例示されている取組みしか補助対象にならないのか。

A 20. 各タイプの趣旨を踏まえた取組内容であれば、<具体的な取組み(例)>に列挙されている取組み以外も補助の対象になります。

Q 21. 「私立大学等改革総合支援事業調査票」の調査項目に記載されている取組みしか補助対象にならないのか。

A 21. 各タイプの趣旨を踏まえた取組内容であれば、「私立大学等改革総合支援事業調査票」の調査項目に記載されている取組み以外も補助の対象になります。

Q 22. どのような設備備品が補助対象外になるのか。

A 22. 例えば、タイプ3に申請しているにもかかわらず、アクティブ・ラーニングの設備備品を申請した場合や、タイプ1に申請しているにもかかわらず、地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークに使用する設備備品を申請した場合が考えられます。

Q 23. 設備備品と消耗品の区分はどのように行えばいいのか。

A 23. 各大学の規程等に基づき行ってください。なお、「設備備品」とは、一般的に大学が備品台帳等で管理しているものを想定しています。

Q 24. 本事業の経費で、大学等の施設の建設や改修を行ってもいいのか。

A 24. 本事業では、施設等の建設、改修に要する費用は補助対象外です。

Q 25. 設備の導入に当たって、複数年の保守契約を予定している。「関連経費」として申請することは可能か。

A 25. 機器等の保守費用は補助対象外です。

Q 26. ソフトウェアの経費は関連経費として補助対象か。

A 26. 関連経費とは、「事業実施にあたり、設備と一体として機能し、又は設備を利用するために導入時において不可欠な経費」であることから、設備の導入を伴わない経費は関連経費として認められません。そのため、設備の導入の際に必要なソフトウェアの経費は関連経費として認められますが、既に整備されている設備のソフトウェアを更新するための経費は関連経費として認められません。

Q 2 7. 既に運用を開始している設備の改修や更新に要する経費は補助対象か。

A 2 7. 単なる老朽改善のような設備の改修や更新は補助対象外です。

Q 2 8. 関連経費だけで申請することは可能か。

A 2 8. 本事業は設備整備への支援を目的とした補助事業です。そのため、設備整備を伴わない又は設備整備と無関係な関連経費は補助対象外となります。

Q 2 9. ライセンス料やリース料が複数年度に渡る場合はどのように申請すればよいか。

A 2 9. 交付年度に限り補助対象となるため、契約日数に応じて経費を按分する等して交付年度分を申請してください。

Q 3 0. システムの基本仕様を作成するために開催した会議や打ち合わせの経費は「関連経費」として認められるのか。

A 3 0. 本事業は「設備整備」に対して補助を行うものです。そのため、「その他関連経費」は「事業実施にあたり、設備と一体として機能し、又は設備を利用するために導入時において不可欠な経費」であることが必要です。したがって、仕様策定のための会議や打ち合わせに係る経費、その他人件費や旅費は補助対象とは認められません。

Q 3 1. 設備を大学まで運ぶための運賃費や労務費は「関連経費」として認められるのか。

A 3 1. 運搬費用や労務費は、「事業実施にあたり、設備と一体として機能し、又は設備を利用するために導入時において不可欠な経費」とは言えないため、補助対象となりません。

Q 3 2. 本事業で購入を考えているサーバーについて、併せて予備のバッテリーを検討しているが、認められるか。

A 3 2. 予備や交換を前提としている設備備品については本事業の対象外です。

Q 3 3. 設備の取付工事を依頼した業者からの見積書に「諸経費」の項目があったが、関連経費として認められるか。

A 3 3. 本事業の設備の導入に必要な取付工事等の費用であっても、内容が不明な経費については補助対象と認められません。

Q 3 4. 機器の取り付けに係る経費は補助対象経費として認められるか。機器を設置するために教室の拡幅が必要だが、補助対象経費として申請することは可能か。

A 3 4. 当該設備の設置のために直接必要となる建物への取り付けや固定のための作業に係る経費や、工事を要する場合に最低限必要な改修工事等、「導入時において不可欠な経費」は認められます。一方、教室の拡幅等の改修工事は「導入時において不可欠な経費」とは認められません。

Q 3 5. 学生の移動用にバスを購入することは可能か。

A 3 5. バス等の車両の購入は、当該車両自体が教育研究の用に供する設備とは考えがたいことから、補助対象外です。

ただし、例えば、車両に搭載する設備等を整備し、その車両で実習を行う場合等は補助対象となることがあります。

Q 3 6. 設備の購入に当たって、入札は必要か。

A 3 6. 本補助金の財源が税金であることを踏まえ、その執行にあたっては公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることが必要です。よって、補助事業の遂行については、原則として国の契約方法にならい、入札等の競争により決定することとし、入札によらない場合であっても、3社以上の業者の見積合わせにより決定してください。

「入札結果の分かる書類もしくは見積書」については、申請書の提出時に添付してください。



### 3. 私立大学等教育研究施設整備費補助

#### <全般>

Q 3 7. 通常の私立大学等教育研究施設整備費補助と取扱いの違いはあるのか。

A 3 7. 教育・研究装置及び ICT 活用推進事業に対する補助は、基本的に同一の取り扱いです。  
教育研究施設に対する補助（※）については、改革総合支援事業に選定された学校のみ対象です。  
詳細は、計画調書の記入要領に記載しているため、記入要領をご確認の上申請願います。

※支援対象としている施設の整備費は、既存施設の改修及び一部増築程度のものを想定しており、大規模な建物の新築・改築・増築は想定していません。（ただし、取組内容の実施に申請規模の施設が必要と認められる場合は予算の範囲内で対象とすることもあります。）

Q 3 8. 補助金の交付はいつになるのか。

A 3 8. 本事業は確定払いのため、通常の私立大学等教育研究施設整備費補助と同じく平成26年4月以降の支払を予定しています。

Q 3 9. 複数の大学が共同で申請することは可能か。

A 3 9. 複数の大学が同一施設・装置等を共同で申請（共同整備）することは不可ですが、選定された大学が整備した施設・装置等を、当該大学の管理の下で、他の大学と共同で使用することは可能です。

Q 4 0. 本事業についても、タイプ毎に申請しなければならないか。

A 4 0. 取組に必要な施設・装置等がある場合は、タイプ毎に申請可能です（複数申請可）。

Q 4 1. 私立大学等改革総合支援事業はタイプ1と3を申請、私立大学等教育研究施設整備費補助はタイプ2に申請することは可能か。

A 4 1. 不可能です。私立大学等改革総合支援事業に申請したタイプについてのみ、私立大学等教育研究施設整備費補助の申請が可能です。

Q 4 2. 審査はどのように行われるのか。

A 4 2. 「私立大学等改革総合支援事業調査票」の点数により選定された大学から文部科学省に提出された教育研究施設、教育・研究装置及び ICT 活用推進事業の計画調書を、文部科学省において査定します。各タイプの趣旨とは関係の無い取組である場合、規模や価格等が適正さを欠く場合などについては、査定において補助対象外とします。

## <補助経費>

Q 4 3. 事後評価は行うのか。

A 4 3. 今後検討します。なお、事後的に、文部科学省が各大学等に対し、施設・装置等の整備状況及び使用・管理状況等について実地調査を実施することも考えており、施設・装置等の整備・使用・管理等に係る資料については、必ず学内に保管してください。

Q 3 及び Q 1 9 と同様、虚偽の申請があった場合は、補助金の返還の対象となります。

Q 4 4. 計画調書の記入要領の<補助対象事業>の<具体的な取組み(例)>に例示されている取組みしか補助対象にならないのか。

A 4 4. 各タイプの趣旨を踏まえた取組内容であれば、<具体的な取組み(例)>に列挙されている取組み以外も補助の対象になります。

Q 4 5. 「私立大学等改革総合支援事業調査票」の調査項目に記載されている取組みしか補助対象にならないのか。

A 4 5. 各タイプの趣旨を踏まえた取組内容であれば、「私立大学等改革総合支援事業調査票」の調査項目に記載されている取組み以外も補助の対象になります。

Q 4 6. どのような施設・装置等が補助対象外になるのか。

A 4 6. 例えば、タイプ3に申請しているにもかかわらず、アクティブ・ラーニングの施設・装置等を申請した場合や、タイプ1に申請しているにもかかわらず、地域を対象とした課題解決型学習や地域の教育・子育て支援に使用する施設・装置等が考えられます。